

報告第10号

専決処分の報告について（第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年11月26日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

物損事故に係る和解が成立し、損害賠償の額の決定について専決処分したことから、報告するものです。

専決第6号

専 決 処 分 書

物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年10月8日

つくばみらい市長 小田川 浩 印

- | | |
|----------|-------------------------------------------------|
| 1 事故発生日時 | 令和7年8月26日 午前11時00分頃 |
| 2 事故発生場所 | つくばみらい市陽光台3丁目19番地9 駐車場 石の公園隣接地 |
| 3 和解の相手方 | |
| 4 事故の概要 | 石の公園の除草作業中の飛び石により、民地に駐車していた普通自動車の運転席窓ガラスを破損させた。 |
| 5 損害賠償額 | 180,866円 |
| 6 市の過失割合 | 100% |